

議会運営委員会

平成26年2月27日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	宮崎 和彦	小林 誠
伴 吉晴	嶋田 善行	坂口 徹
中西 議長		

2. 欠席委員

木澤 正男

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、小林委員

委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

木澤委員から欠席の連絡を受けております。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、宮崎委員、小林委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日は、21日の議会運営委員会で協議できませんでした委員会中心主義審査について協議したいと思いますが、その前に、前回の委員会で取りまとめをいたしました斑鳩町議会住民懇談会実施要領案について、修正したものを配布しておりますので、確認をお願いしたいと思います。

目を通していただきますため、暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 1分 休憩 ）

（ 午前 9時 7分 再開 ）

委員長

再開いたします。

今、訂正した分についても皆さんに読んでいただいたと思いますが、何かお気づきになった点などがありましたらお受けいたします。

（ な し ）

委員長

それでは、この要領案を初日の全員協議会で報告をさせていただき、議員皆さんのご意見を聞かせていただき、次の議会運営委員会で決定をさせていただきたいと思います。

それでは、協議事項の（1）委員会中心主義審査についてを議題といたします。

この件につきましては、前回の議会運営委員会の中で、概ね私が今皆さんにお願いしたいというか協議していただきたいということについて

簡単に話ししましたが、まず、委員会中心主義審査というものについてもう一度皆さんと協議をして、どういうものであるのかということ、その案、方向として、先般お配りいたしました議員必携の委員会制度の意義、そしてその2枚目にある委員会審査独立の原則、この項目について皆さんからご意見をお伺いいたしたいと、このように思います。

その上で、現在定数の、議長を除く14名の半分の委員会が妥当なものであるのか、委員会中心主義として妥当であるのかということ、皆さんのご意見をお伺いいたしたいなど、そのように思います。

嶋田委員。

嶋田委員 委員会制度の意義、これ読まさせていただきました、なるほどこのとおりだと、これは認識を、再認識しております。それで、委員会中心主義、委員会で審査したことが本会議場での下調査ということになっていこうかと思えます。本会議でその報告を受けて議員各員が案件に対して態度を表明するというようになってこようかと思っております。

委員長 今、下調査ということで嶋田委員から意見がありましたですが、この委員会審査独立の原則というところには、下審査機関で、調査ではなくて審査ということですので。そのことで委員会審査の独立、ということはそれを裏返せば本会議が、一番最後に書かれていますように、この原則を逆に本会議の側から考えると、本会議は、委員会の審査結果によって拘束を受けないということになる。だから、本会議から下調査を付託しているのではなくて、下審査を付託している、それがこの委員会制度の意義でもある、そのように私は考えるんですが、このことについてももう少し煮詰めていきたいなと思えますので、また委員の皆さんのご意見をお伺いいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 私読んだ本では、委員会では付託された案件を審査・調査するに当たってという文言がありましたのでね、今、調査という文言を使わせていただきましたけど、僕、これは審査も調査も同じことだとは思っております。

委員長 今、最初に嶋田委員から、下調査機関というような感じで私は認識したので、ちょっとそれは、審査も入っていますよと、それで重点的に置いてあるのが審査ですよと。本会議があつて、常任委員会がある。というのは上程された議案に対して審査する、その中で、審査をより深めるために調査権も常任委員会に与えている。だからまあ厳密に言えば、下審査・調査機関と、そういう認識でいくのが正しい見方だと思います。調査機関だけではないですよという意味で私はちょっと質問を投げかけたわけなんですがね。 嶋田委員。

嶋田委員 それで、先ほど委員長おっしゃられたように、この最後のほうですね、「本会議は、委員会の審査結果によって拘束を受けないということになる」と。「したがって、委員会の決定と本会議の議決が相反する結果となることもあり得ることになる」ということで、私、ここは、委員会が是としたから是にせなあかんねんということではないという意味でとらまえております。そやから、委員会で全員一致または賛成多数、賛成少数、そういうふうないろいろなパターンがありますけども、そういうふうなことではなしに、委員会が決定されたことによつての拘束は受けないと、考え方としてね、そういうふうには受け取っております。

委員長 今、嶋田委員のおっしゃるとおりなのかなとは、私も思うんですがね。拘束を受けないということになるという、審査結果によって拘束は受けないということになるということ、この言葉は、私は、今斑鳩町議会の場合、議長を除いて14名の議員が本会議場にいますが、そのうちの7名が賛成している、そのものに対しては、本会議で採決する必要がないんじゃないのか、そういう意味の拘束だとも思うんです。それでその点、議長採決ということがとれますので、そこに審査という言葉が入ってくるのではないか。やはり最終的には本会議で決定する、そのときは多数決なんですよ。絶対多数決の場合の数とはまた違うんですが、過半数で採決するとき、その半数が既に下審査機関で決定されているものについては、本会議で採決する必要もなくなってくる。それは本会議中心

主義と一緒に、逆に言えば、どう言うんですかね。それに、委員会での決定されたことに対して本会議は拘束されたと、そのように見るのが自然である、そのように思います。

どうですか、ほかの委員さん。 小林委員。

小林委員 委員長からいただいた資料を見させていただきますとですね、委員会制度の意義と委員会審査独立の原則、これがやっぱり理想なのかなというふうには思うんですけども、この斑鳩町議会としてもやっぱりどんどん人数が減っていつている中で、これは人数が少なくなることをあまり前提とした意義というか、原則ではなくなってくるのかな。人数が減ってくることによってこの原則が守れなくなる、しかしながら時代の情勢によって人数を減らしていく、その中でどうやって議会運営をしていくかっていう問題に対してですね、斑鳩町議会は、今先ほど委員長がおっしゃったように、確かに実質は本会議中心主義なのかもしれませんがけれども、僕の思いとしてはやっぱり、斑鳩町議会は委員会主義をしているというふう考えております。

それで、委員会主義のいいところというのは、斑鳩町のいいところというのは、やっぱり委員会制度が、会議の閉会中でも審査できるのいいところだなと思いますしね。やっぱり本会議中心主義でありながらも委員会を設置して、委員会主義のようにされている議会もあるようですのでね、委員長のおっしゃっているのは確かに本会議主義になっているのかもしれないんですけども、もうここはですね、今度、斑鳩の町議会の議員定数も13名というふうになってくる、そういう中で、いかに斑鳩町議会が活性化し、機能していくかってなってきますとですね、委員会審査独立の原則、確かに委員会の決定と本会議の議決が違うということもあり得るっていうのがですね、原則かもしれませんがけれども、斑鳩町議会としてはそれはもう、この13名、今後、今15名、今後13名となる中では、いたしかたのないことかなというふうに、私は考えております。

だから、本会議中心主義なのか委員会中心主義なのかっていうことではなく、斑鳩町が、町議会がどのように機能していくかというふうなこ

とを話し合いしていきたいなというふうに思います。

委員長

小林委員がそのように考えておられるのは当然かなと思うんですがね。前段のね、町議会の定数が、まあいろいろな財政的な面とか、ことで、定数削減という風潮にあるということで、それをもって、19年からですかね、今まで1つしか常任委員会に所属できなかったのを複数常任制度を採用してもいいというようになっておると思うんです。それで、そのことをとらまえて、斑鳩町議会はその当時に複数制をとられて委員会中心審査のやり方を継承してこうと。近隣の市町村でも、まあ名前を出して言ったらちょっと悪いんですがね、三郷町なんかは2つのもう常任委員会にしているんです。2つの常任委員会にするということは、委員会中心主義ではなくて普通の委員会、委員会に調査を依頼していると。それで、変則的な、今、斑鳩町議会がやっているような、小林委員がおっしゃるように、閉会中にもそうして審査できるしということで。本来はそれは委員会中心主義ではないという認識を皆さんがされるんだったら、それはそれでいいと思いますし、そうであつたら何も複数制の常任委員会制度をとらなくて、人数を別に2つにやっちゃってもいいという。ただ、常任委員会を減らすということについては、やはり議会審議の専門性というものに対しては逆行すると、そのように見られますので、そうした中で委員定数のことも問題が生じてきていると思います。河合町なんかでは、4人か5人の委員会もあるようなことも聞いていますしね、それでは委員会の体をなさないということも皆さんもご承知のとおりだと思いますし、そういう意味で、今7名の委員会が存続して、このままいいものか。これは去年の3月に議会運営委員会で、私もそこに所属していましたが、気付かずにというんですか、このまま皆さんに諮って条例改正した分ですけれど、やはりこれでは委員会中心主義を継承しているということにはならないという反省から、私はこの今の15名の定数の中で6名、というのは、以前もいろいろ話させてもらったと思いますが、19年のときに、複数制をとるときに、このような6名しか今のところできない。本来は7名にしたいんだけど、それでは、17名がいるんだからこれは無理だということで、6名ということで、

条例改正させてもらって、予算審査常任委員会というのをふやしてという事で条例改正していました。

そのことも踏まえてね、やはり、この5月に常任委員会の委員の改選もありますので、早急に対処しなければいけないかなと思って、これを提案させてもらって、前回で結論ちゅうか方向付けができなかったんで、本日も皆さんにご足労願っているわけなんですけどね。

もうこのままでおいておいてもいいとおっしゃっても、私はこれはちょっとだめだなと、今のところね。委員会中心主義を貫いているという認識が、斑鳩町議会の議員には全てあります。対外的にも委員会中心主義ということを申しあげていますので。これらのことを踏まえて、やはりちょっと問題、瑕疵があるのかなということで、ああ、そうしたら本会議中心主義でよろしいでしょうというのは、私はちょっと短絡的な考え方かなと思いますので、やはりきちっと努力をするべきではないのかなと思って開かせてもうてますので、よろしく願います。

嶋田委員。

嶋田委員 この最後の、委員会審査独立の原則の最後のほうで、「この原則を逆に本会議の側から考えると、本会議は、委員会の審査結果によって拘束は受けないということになる」と。本会議というのは、議員全員で構成するものです。せやから議員個人が委員会の結果に左右されないと、僕はそういうふうに解釈しています。数の問題ではないんやという感じにとらまえております。せやから、今7人で僕は大丈夫だと思っておりますし、場合によったら8人、9人の委員会を作られる議会があっても、それはそれでいいんやないかなと、このように思っております。

このここにも、過半数以下でないとかんと、そういうふうな解説というのは一切ないですし、ほかの解説書読みましても一切ないです。それほど重要なことであれば、なんらかの解説はあって然るべきだとは思いますが。この、ここに書いてあるのは、とにかく個人の、議員個人がそういうふうな心構えでいなさいよということだと、私は思っております。

委員長

まあ、まことに申しわけないけど、確かに、委員会は定数の過半数以下でなければならないというような、そういうことは書いていません。ただ、この委員会制度の意義、それらを読んでいく中ではね、結局、過半数で本会議は決定しています。そのことも踏まえていけば、当然、拘束されるということは、7人の委員会で決定されたことが、その7人は個人が、もう7人が既に賛成やったら賛成の意思表示、委員会でしているんです、審査機関で。ということは、再度本会議でする必要はない。ということは、本会議で採決せないかんのですよ。だけどそういうことが。もう再度するという。

今回、定数条例のね、議員提案の分も、結局、多数決で報告されたもの、それを再度する必要は本来はないんです。だから、先ほどから嶋田委員がおっしゃるように、8人も9人もふえた、以前にも、ほかの会議のときにもそのようにおっしゃったと思うんですがね、それは下調査機関、調査だけの機関に、プロジェクトチームと一緒に、それらを調査してくださいと本会議から出している場合は、多数の人が、そうして多数の議員が参加することによっていろいろな専門的なことも深く掘り下げられる、そういう利点はあるんです。

だけど残念ながら今の本会議中心主義から委員会中心主義。この本のどこかにも載っていたと思うんですけどね、本来はね、本会議中心主義でいいということで地方議会は出発しているみたいなんです。だけど、それはあまりにも形式的な議会、あまりにも理事者側の追認行為ばかりというような見方もされるということで、それで、国会のような委員会中心主義、議員がたくさんいてそれらを左右してきた、そういうことになってきますので、住民のために委員会中心主義を採用してきた。そういうことから、常任委員会制度を活用してそういうふうに審議してきたと。そうしたことから話ですので、あくまでももう本会議中心主義で斑鳩町議会はいくんだと、全員がもう何も深く下げる必要ない、本会議中心主義でいくんだと、形式的な議会ですというように対外的にも発表されるんだったらね、それはそれでいいと思います。 伴委員。

伴委員

委員会中心主義という委員長の考え方、そして今説明を受けていて、

何点かちょっと委員長にご質問をしたいんですが。

1つが、今現在うちは7名の委員会でやっていますねんけど、委員長自身に、実際の採決をするときにないと、まあ言えば6人の委員がやっていると。せやから場合によったら、委員会としては満場一致やけど委員長が本会議で反対される、そういうようなケースが過去にもあったと思うんですわ。それからいくと7人はいけるんじゃないかなというような、私自身。まあ言えばそれに拘束されてしまうと、人数的に、という部分はどうかというのが1点。

それと、全国的に予算審査なんかでしたら、まあ言えばもう全員が入ってと、議員全部が入ってというようなところがふえているということも聞きます。そういうところは委員会中心主義ではもうなくなってしまうのか、そのあたりのお考え、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長

前段のね、そこの委員長がその議案に対して、仮に委員さんが全員、満場一致やと、だけど委員長が違うんだという、その場合は少数意見の留保ということで、そのまま本会議でもう一度やってくださいと。だけど、そうした場合には6人ですので、満場一致って、意思表示している人はね。だから、まだ拘束されていないんです。

それと、後段の、予算特別委員会なんかには全議員が参加しているということ、審査している、これはこれでいいと思うんです。予算審査特別委員会ですから、あくまでも特別委員会ですから、その予算の、最初の予算の審査をするわけですから、それは特別委員会という名のもとへ議会が付託していますので、本会議中心主義でやっているのと同じことで、その部分については、その審査が終われば、特別委員会ですからもう後は、特別委員会というのはその目的を達成したら終わりますので。あくまでも今ここで話ししているのは、常任委員会の委員と、常に本会議からそうして付託して、下審査機関ということで成り立っている常任委員ということですので、委員会ということで、また別個のものだと私は思います。だから、予算特別委員会を全員でやるということも、私は別に、それは、その議会は全員でその予算を審査しているんだということで、あくまでも予算の常任委員会ではなくて予算の特別委員会という名のも

とにやられることですので、私は別に問題はないと、そのように思います。 伴委員。

伴委員 特別委員会と常任委員会とは違うんやというような、今、お話。また取りようによれば、先ほど嶋田委員が言われたように、委員会そのものが、拘束されなければ、人数には、その辺問題ないんかというようにも、ちょっと私、これはどうなんかなと思っておったんですが。

委員長 委員会が拘束されるということは問題にしているのと違うんです。本会議、付託する本会議が委員会の人数によって拘束されるということは、これは、まあ言うたらだめだという、それを最初のほうで、委員会審査独立ということであろうとているんです。だから、本会議からは何もいろいろなこと結論出してせえよということをやったらいかん。ただ、日程的なことについては、これはあくまでも審査能率を確保するためにはやむを得ないものと理解すべきであると。というのは、その定例会の間に結果ください、最終日に本会議で採決します、委員長報告を受けて採決します。そのときにその委員会が本会議の定数の半数いれば。

私も去年のね、ちょうど3月議会のときに、7人ということで議運で話ししたときに、過半数という言葉が、超えなかったらいいんやということも思っていたんです。だから、まあええかということで、7人の委員構成でいこうということで同意したわけなんです。やはり半数がいるということに対してね、やはりこの項目に抵触してくるんじゃないのかなと、拘束を受けているという形になる、そのように確信していますしね。それは委員会中心主義ではないということになってきますので、その点を皆さん、認識をどうされるんかなということですので。

伴委員。

伴委員 この今の73ページのこの委員会審査独立の原則でも、まあ言えば常任委員会というような名称が使われておれば、今の委員長のお話というのは非常にわかりやすいちゅうか。ただ、「委員会は」と、こう書いています。これは、まあ言うたら特別委員会にも含まれるんかなというよ

うにも、ちょっと私、解釈していたところもあります。

それで、最初のご質問させていただいた、結局7人であっても、実質そこで意思表示するのが6人やというようなことであればいけるんじゃないかというの、結局今の7人であればいけるんじゃないかというような思いがあるんですけど。ちょっと委員長のご説明が僕、ちょっとよくわからなかったところがあるんですが。

委員長

うちの斑鳩町議会のときに、よく委員会は満場一致だったと、委員長が反対だということで討論する。そういうことで、6人やったらいいんやろうと。だけど私は、実質的に委員長として特別の意味を持たなかったら、やはり委員さん皆さんの意見を尊重するという、そういう意味でその委員長も賛成やったら賛成のほうでされているんじゃないのかなということもありますのでね。

少数意見の留保という形と、今の7人でもいいんじゃないのかなということについてはね、この拘束されていないんじゃないかなという、そのことによって拘束されていないんじゃないかなというのは、それは委員会の結果がそういう形でその7人の中に1人が反対者いてるから、こちらとしてはやっているという。

一番心配しているのが、満場一致で、7人満場一致でそのまま本会議へ戻ってきたときにどうなのかなという、採決する必要があるのかな。それは拘束されたということになってくる、そのように思います。

嶋田委員。

嶋田委員

拘束っていうのは、委員長なりほかの委員さんでも、数、人数のことをおっしゃっているの、僕は考え方のことで拘束という文言を使われているんだと。委員会で決定したからそれに従おうという、そういう考え方ではあきませんよと、僕はそういうふうに解釈しています。

そやから、そういう解釈で、8人でも9人でも委員の数はそれでええ、別にいいわけであって、この委員会は予備審査ですね、そやから、可決すべきものと決したということで、表決の結果はそういう文言を使っていますね。そやけど、本会議場では可決しましたと、そういうふうなこ

とでなっていますね。そやから、何も委員会で全員一致であれやったから、本会議で表決とらんでもええということにはならないと、このように思いますけども。

委員長

嶋田委員に申しわけないんですけどね、この最後の4行のちょっと本文、もう1回読んでもらいたいと思いますねけどね、「この原則を逆に本会議の側から考えると」、「本会議は」ですねん。「委員会の審査結果によって拘束は受けない」。主語は本会議なんです。議員ではないんです。委員でもないんです。だから、もちろん委員会と違うことをその議案に対して本会議で逆の意思表示するという事は、懲罰問題になります。だから、これはあくまでも議員を拘束しているのではありません。本会議は委員会の審査結果によって拘束は受けないということになる、このように言い切っていますので、その点誤解しないでください。 嶋田委員。

嶋田委員

僕が言っているのは、委員会の決定と本会議の議決が相反する結果となり得ることもあると、それはもうおいといてええわけですわ。もうとにかく本会議では、委員会の決定に従う必要はないと。その本会議というのは議員全員で構成するものであるから、議員個人の考えは委員会で決定したことに追随する必要はないと、このようなことを言っていると思っています。

委員長

だからね、だからその後段に、「したがって、委員会の決定と本会議の議決が相反する結果となることもあり得ることになる」と、拘束は受けないからこういうこともあり得ると書いてあるんですよ。拘束を受けたらだめだということです。だから、7人の委員会でもう全員が、それで半数ですわね、過半数とも言っていません。まだあと議長採決ということがある。だから、ある委員会が7人全員賛成していたら、この委員会からの報告が満場一致できましたと、そうしたらその7人は賛成するのわかっているんだから、これは拘束を受けたことになると、そのように判断するのがこれらの解説書の読み方だと、私は思います。

嶋田委員。

嶋田委員 先ほど言ったように、その拘束というのが、人数で考えておられるけど、僕は考え方としての話をしているんで。

委員長 またその点もちょっと考えてほしいんですよ。意思決定機関は何でしているのかといえば、人数です。過半数でこの意思決定機関なんです。その個人の意思を決定している場所ではありませんので。最終的に私らは合議体の一員ですから、最終意思決定機関としての一員ですから、過半数で決定するんですから、あくまでも、どう言うんですか、個人の意思を拘束したり、個人の行動を拘束したり、それをしているんじゃない、本会議の拘束しているという、そのように見るのが正しいんです。

嶋田委員。

嶋田委員 正しいかどうか別にして、僕はそういう考えでおります。せやからこの後の文言は、拘束されないからそういうこともあり得るということ、結局、委員会の決定に従う必要はないということを行っているんだと思っております。

委員長 拘束は受けないから変わることもあるというように直結して読んでおられるのかなと思うんですがね。だからね、本会議は委員会が満場一致で持ってきた場合に、最初に言いました、簡単なこと言いました。本会議でもうそれで委員会が、例えばこの前の特別委員会も採決をもう1回やっているけどね、あれは本会議から付託しているからもう1回やった、形式的な問題で。だから、そういうことは、委員会中心主義でこういう具合にして下審査機関というのを設けて、常任委員会で設けて、住民のために専門的にも深く下げているいろいろなことを調査してその結果を出してきた、委員会として結果を出してきた。その数が本会議の半数いてるということは、本会議の決定することに対して拘束をしているということになるので、それらは避けると。そのように、避けるべきじゃない、避けなければおかしいんですよ。私はそこまで言い切ります。

小林委員。

小林委員 今の委員長のお話聞かせていただきまして、委員会審査独立の原則ってというのはそういうことなんだろうなというふうには理解できるんですけども、僕としてはですね、委員会主義であるべきだと思うんです。その中でですね、委員会審査独立の原則をとるのか、今の委員会の定数7名をとるのかって言われましたらですね、僕は、今の現状を選択させていただきます。

今、この審査独立の原則、レアなケースのためにですね、ごくまれなケースのために、本会議主義という言葉をとる必要があるのかなというふうに感じていますので。確かに委員長おっしゃるように、そう言われると今はもう本会議主義なのかもしれませんけれども、私個人の気持ちとしては、委員会主義のつもりで今までやってきましたし、それで委員長がおっしゃるように、それやったらこの原則をどうするのかって言われたら、それは委員会主義でやっていきたいと思うんですけども、この原則は選択することができずに、今の現状の7名というほうでいく、それが斑鳩町モデルになるのかなというふうに私は思っていますので、現状維持という方向でお願いしたいと思います。

委員長 こういうことを言ったら小林委員に失礼かなと思うんですがね。小林委員が議会へ来られる前に、いろいろ、定数15名とそれから複数制採用ということで、それらで委員会条例も改正して、そうしてその段階で小林委員も斑鳩の町議会へ来られた。そのときの議論というのは、いろいろ、前回、前々回と、前回ですかね、嶋田議長から諮問を受けて議運で審査したときに、委員長にお願いして議事録を大分たくさん出してもらいました。皆さんそれを読んでいただいて、そのときに最終的にまとめたのはね、いろいろなときに私もしゃべっていると思うんですけどね、今回の議員定数の議員発議された方も、斑鳩町議会は委員会中心主義を採用するために13名以下ではだめだという、そういうことも要旨の締めくくりとして、しておられるんです。だから、もうそれやったら委員会中心主義をやめてもええやんかという意見には、私はね、それではな

っていかないのじゃないかなと。

だから、なぜ委員会中心主義を採用したかということについても、今までからの歴史があって、それは、もう当時からでも本会議中心主義のところはたくさんあったんです。この本にも載っています、ほとんどがそうです。だけど、斑鳩町議会は私が来る前からもう委員会、常任委員会制度を採用して、委員会中心主義を継承しておられる。それは先ほどからも申しあげるように、やはり形式だけに陥りやすいという本会議中心主義をやはり避けて、議員である以上ね、住民からの付託を受けているんだからということで委員会中心主義を採用してきたと。それがモデルですので、そういうイレギュラーな形で委員会中心主義だと、斑鳩モデルだと言うんだったら、それはちょっと見方がね、好ましくないちゅうかまずいんじゃないかなと、そのように思いますけどね。

これ、抜粋、委員会審査独立の原則だけをこう抜粋していますが、この項目についてはね、会議の諸原則としていろいろなことが原則としてあがってきているんですね。例えば、現状維持の原則とか議員平等の原則とか、そういうことがずっと。一事不再議の原則とかも。それから過半数議決の原則、こういうことをずっとうたってきて、しかも委員会審査独立の原則ということでこのようになってきている。そのことを踏まえて読んでいけば、先ほどからいろいろ疑問点を出していただいていますけど、それらは明確にわかってくるんじゃないかなと、そのように思います。 嶋田委員。

嶋田委員 私も、もう現状のままでいいと思いますのでね、一応、委員さんの意見聞いていただいて取りまとめしていただいたらどうでしょう。

来期いうんですか、どっちみち委員会構成というんですかね、定数も含めて考えていかなあかんことになっていこうと思いますのでね。これ、こういう入口での意見を言うというのはもう来期に回してもいいのではないかなと、私自身は思います。委員長にしたら、ちょっとおかしい状態やから来期からもう直していこうと思っていらっしゃるんだろうとは思いますが、私は、もう別におかしい状態ではないと思っておりますので、そこら辺の配慮をお願いしたいと思います。

委員長

私は今の、昨年の3月に委員会条例をこのようにして改正したということ、そのことについて、はっきり言って言いわけですが、疑問を持ちながら過ごしてきました。ただ、皆さんのほうで、議員提案で議員定数の改正を議員発議された、このことを全体の特別委員会を設置して審議している中でね、私は、何回も申しあげてきたと思うんです。皆さんの、提案者の方のどれかをなくしていってもらわんなら、これは話にならないやということね、そのことも言っていたと思うんです。例えば、最終に締めくくっておられた6名の委員会、委員会は6名でなかったらいかん、そして委員会中心主義を採用する。そうしたときに、それで13名でいけるという。ただ、それは、私は何度か説明させてもらいました、いろいろな前からの。だけど理解してもらえなかったということもありました。もう提案されていますしね。

それで、その中で最終的に、やはりそれは来期、改選後のときに、当然議員定数も改正してあるので委員構成についても議論しましょう。そのときに当然、今度5月に委員の改選以後には、来期に向けて13名の中での委員構成をしていかなければならない。それを前提に今すぐにやらなければいけないのが、委員構成を是正しておく、今のあの条例を是正しておく必要がある、そういう考えから慌てて今出させてもらっているし、それを直しておかなければいけないと。

それでもう、今出ている中でね、6人の委員会で来期も構成していくんだと。ということは委員会中心主義ではないですよという議論にもなってくる、そのように思います。

だから、委員会中心主義を貫いていくというんだったら、そして複数制を採用していくと、そういうのが斑鳩のモデルであれば、やはり、委員会の構成はこの前の発議者、はっきりしたことは文章には載っていませんけど、発言の中に、6名掛ける4、六四、二十四、12プラス1、13名で委員会中心主義をやっていけるという、そういう考え方は、私は間違っていると、そのように思いますので。その点がきちっとできてあれば別にいいと思うんですが、そのことも踏まえて、この役員改選後の議会運営委員会でどのようにして議論されるのかというの、これは

わかりませんがね。メンバーによって違いますけど。そういうことがあるんだとしたら、もう斑鳩の、そういう今までの継承したことが総崩れになってしまう。

ただまあ、今、嶋田委員おっしゃるように、あと1年、今の7人のことで、このままいこうということをおっしゃるんだとしたら、またそれもそれで考えていくべきだと思いますし、やはりおかしいということはすぐに改正していくのが私達の役目ではないのかなと、そのように思いますけど。

(「もう取りまとめしてください。」との声あり)

委員長 休憩します。

(午前 9時55分 休憩)

(午前 9時58分 再開)

委員長 再開します。

10時15分まで休憩します。

(午前 9時58分 休憩)

(午前10時15分 再開)

委員長 再開いたします。

今までいろいろ話聞かせていただきましたら、ほとんどの委員さんが、今のままでいいんじゃないかなと。私としては、今の7名の委員会構成というのは、やはり昨年に条例改正しましたが、そのときにもう少し議論しておけばよかったなとって後悔しています。

ただ、1年間それを過ごしてきて、やはり違うということを感じましたので、ぜひとも6人の委員会へ委員会条例を改正していきたいと、そのように思っていました。だけど、まあこのままでも何ら問題ないことは問題ないんです。議会は進んでいます、そのままね。ただ、その審議

された内容が委員会中心主義であるかどうかという判定があった場合は、これは委員会中心主義じゃないと、偽物であると、そう言わざるを得ないと、私は委員長として思います。だけど、委員の皆さんが、それでも1年間そのまま過ごしてきたし、今後の改選まで1年間過ごすというのが皆さんの総意であれば、これはいたし方ない、そのように思います。

だけど、議員定数が13名に来期からなりますので、そのときの賛成者の意見の中に、委員会構成については議会運営委員会で議論していかうと、いくべきだと、また、いくのが当然であるというようなことも聞いておりますし、委員長報告の中にも、委員会中心主義というものについてもやはりもっと議論しておかないといけない。

今の話で、私は、今、議運の委員の皆さんはほとんどが、まあ2人は何も聞いていませんけど、委員会中心主義、今のが委員会中心主義であるというような認識でもおられるみたいですが、私はそれではこの議員必携に書かれていること、これを理解されていない、そう判断します。だから、これは、委員会中心主義は、この時点で一回崩壊しているんだという認識で、私は、過ごしていかなければいけないのかなと、そのように思っています。

まあはっきり言うて、6人の委員会でもう一度もう一つの常任委員会を作ろうというような、そういう積極的な意見が出るものだとして認識していましたが、きょうのところ何も出てこないということが残念で仕方ないんですが。だから、このことをきちっと私は何かに残したいなと、そのように思います。そして、来期のときに、結局13名になったら6名、当初発議者が考えておられたことに対しては6名ということもありますが、それは全くの見当違いであるということも1年間かけて皆さんに理解してもらって、5人の常任委員会を構成する条例改正、それをやっていってもらいたいと、そのように思います。

2人の委員さんからは何も発言いただけていないんですが、できたら私の今の感想というんですか、これをテーマにした、議会運営委員会でテーマにして、2日間にわたっていろいろ議論してもらいたいと。資料として、私は前回のときにそういう資料も探してきてほしいと、そうい

うものの提供もあるのかなと思ったんですが、なかったので、私から用意したものを皆さんにお配りして、また読んでもらっておくということできょうまた議運を開会したんですが、なかなか思ったほうに進んでこないというのが現実です。

堂々巡りしてもこれは仕方ないんです。ということですので、ある程度の締めくくりをしなければいけないなど。これをもっていけるということは、もう5月の委員の改選時期がありますので、もう、最終の判断をしなければいけないと思いますので、その点も踏まえてまたこのことについても再度皆さんの意見を聞かせてもうておきたいなど、そのように思いますので、よろしくをお願いします。 宮崎委員。

宮崎委員 今までちょっとずっと聞かせていただいて、とりあえず委員長の言われることよく理解できました。それで、先ほど伴委員が言われた特別委員会は違うねんと、それがちょっと私は。同じことやと、委員会のことなんで、一緒やと思うんですけどね、本会議で採択というか議決されるから。

あとはまあ、今までやってきた中でですね、私、もしこれ過半数超えてるのやったらちょっと具合悪いのかなとは思ってたんですけど、今それですと斑鳩がされていたんでね、私もそれほど疑問に思わなかったんですけど、こないして資料読ませてもうたら、まあ確かに委員長の言っておられることは、確かに一理はあるとは、私は思います。

ただ、今までこれずっとやられてこられたので、ほかの委員さんが今のままでいかれるというんやったら、私もいたし方ないのかなとは思ってますけどね。

今まで、まあ、私も、前、嶋田委員先ほど言われたように、ほかの議員さんに影響受けない議員でいかなあかんということは思ってたんでね。せやから委員会で賛成されても、本会議で私らが入ってなかったら反対、前のときに、TPPですか、あのときはいい例で、7対7になって最後、議長の決議になったんですけど、そのときはもう全く半数半数になったんでね。せやから、皆一人ひとりそういう意識を持って委員会をやっておられるのかなと思ってたんで、それほど私も気にはならなか

ったんですけど。これ、多分過半数超えてたら完全に、委員長言われているようにだめやとは思いますがねんけど。

せやから、まだもうちょっと時間ありますのでね、全員協議会で一遍諮っていただいたらどうかなとは、私の意見としてそう思ったんで。

委員長

今、宮崎委員がおっしゃるように、過半数というのはね、実はね、昨年の1つの常任委員会を削除して、それで7人の議員でやっていこうというときの議会運営委員会の話の中でね、ご存じやと思いますけど、私はもう1つ常任委員会を創設しようという、そういう提案しましたが、ほかの委員さん全員が、いや、もういいということで。そうしたらそのときにも7名になったらということで言ったら、名前言って失礼かと思いますが、当時の中川委員がね、過半数違うやんかということで言われたので、ああそうか、過半数違うからいいなと思って私は了承したと、そういう経緯があります。それで、過半数と半数とは違うんだということもあるんですがね。

だから、先ほど嶋田委員がおっしゃった、そういう半数を超えたらいいかんということはどこにも書いていませんということで、確かに書いていないんです。私もそれからいろいろ探したんですけど、ないんですよ。それで、やっとたどりついたのが、この拘束という言葉なんです。本会議は委員会の審査結果によって拘束は受けないという、この言葉はまさしく半数がいていたら、そういう委員会と。私はその当時は、本会議から付託するんだからそのバランス、対等の立場にいてなければいけないという、そういう言葉がこういう表現をされているんだということは知らなかった、ただ、感覚的に、やはり対等の立場でいなかったら別に委員会に付託する必要ないでしょというようなことも言うたと思うんですよ。だから、確かに専門的にはこういう言葉を使うんだなということに改めて認識して、皆さんに今提案させてもらっているということで。

それと、特別委員会が全員でやっているという、先ほど伴委員がおっしゃったのは、議会によっては予算審査を、特別委員会を全員で設置して全員で審議しているところもありますやんか。それならあそこはどうですかということで、あそこは委員会中心主義じゃないんですかという

ことで、それは委員会中心主義じゃないでしょうと、全体のところでやる。だから、それと、特別委員会というのは、もう1つの見方ができるのは、そのことに対してだけ特別に審議する場所である。だから、そのことで成果が上がって果実ができたら、それはもうその委員会は消滅してしまう。特別委員会と常任委員会の違いというのは、もっと前にも書いてあったと思います。そういうものであったし、それからなぜ今まで決算とか予算とか特別委員会で審議してきたかというたら、斑鳩町は私が来た時分からもう16名でした。当時、この人口規模では26名の上限というのが自治法に制定されていたんですが、条例で16名ということで推移してきたと思うんです。当時は、常任委員会、何回も言いますが常任委員会は、議員は1つの常任委員会に所属する。常任委員会に所属できるのは16人、1つですから、16人でしたから、確かもう3つの常任委員会でもう常任委員会に入るのはいっぱいでしたので、いろいろな特別委員会を作って、それでそのことを審議してきたと、そういう経緯でやってきたんだと。それも19年の自治法の改正で複数を取り入れられる、18年やったかな、厳密には。取り入れられるということになっていますのでね、その複数制を取り入れられるようになったから、そういう具合にして常任委員会もふやしていけるだろうということになってくるし。今回、予算決算特別委員会というので推移してきたけど、やはりその委員会の扱いについて、ちょっといろいろぎくしゃくしたものがあって、皆さんからも不評でしたし、私もなんでこういう形でやっておるんだと。その点はこの3月議会から少し改善されてね、事前の委員会での説明はないということもあいまって、そのときの、予算についても事前には説明、委員会でしていなかったですけど、総務委員会とかいろいろなところでも説明してあったと。何回も説明を聞いているということはある程度整理できたのかなと思っていますけど。

せやから、先ほどの伴委員がおっしゃったのは、そういう特別委員会で審議されているのはどうですかと言われたように、私は思っているんですが、違うんですかね。 伴委員。

伴委員

結局、今、非常にふえてきていると、まあ言えば、予算の特別委員会

で全員が参加する、多数の議員が参加するというような。それならそこは委員会中心主義をとっておられないという判断でいいのかなと。やっぱりこれはほかの委員会はちゃんとそういう形、少数といいますか、全員でなくてやっておられる。これはこれで委員会中心主義のように私も思って、先ほど委員長もなんか、特別と常任とは違うんやということをおっしゃられましたので、そういうふうに私は思っているんです。

委員長

ちょっと説明不足だったかなと思いますけど。例えば、三郷町の場合に、2つの常任委員会、それで委員会付託しておられますけど、あれはこの項目から言えば委員会中心審査ではない。この項目から言えばね。なぜね、2つの常任委員会やったら半数ずつ入りますから。以前にも18年から19年にかけて、いろいろ定数とそれから委員会の在り方ということで、議運で受けて、私も委員長させてもうてましたけど、そのとき、視察にも行ったんです。そういうことも披露させてもらっていましたがね、2つの常任委員会で委員会中心主義を採用ということで、いろいろな議会のあれがネットで調べられたんですよ。それでそこへ視察に行くと、そのときに松田議員とか里川議員がおられました。それで、松田議員もどういう扱いしているのかなときちっと聞いておられて、もう帰り、これは委員会中心主義じゃないと。というのは、向こうの議員さんらも、やはりその結論に対してはほかの委員会はもうあまり口出しできないと。そこが満場一致できたときに、半数いますから、ということとはこれに対してはここは口出しできないと。だから、今度自分らが賛成したときにまたしっぺ返し食らうねやとか、そういうようなアドリブ的なことも言うておられたんです。だから、ああ、これは違うんやなということで。そうしたら本会議中心主義と、このまさしくこの、本会議のほうで委員会の審査結果によって拘束されている、そういう議会であるというような判断からね。

結局、あのときも議員定数のことは審議しなかったん違うんかというようなことも言われたこともありますけど、もう6人の委員会を構成していくんだということで決めていましたので、それ以上下げるわけにいかない。だから、16人の委員会で3つでしたら、14人まで下げるこ

とは、私は別段問題ないのかなと。14人だったら13人ですから、6.5ですから、0.5下ですから、以下になるから、それは可能かなと。今のところはそういう考えも持っていますけどね。

ただ、今の状態、宮崎委員が今おっしゃっていたように、こうしてやってきたからということで、いつからのことを話しておられるのかなちゅうことをちょっと疑問持っていましたけど、これは、前年度の5月から7人の委員会で構成して、1年間これ過ごしてきているんですが。

私は、もうこれが長引けば長引くほどやはり間違っただ感覚での斑鳩町議会を運営したちゅうことになってくるように思いますのでね。

ぜひとも皆さんの、議会運営委員の皆さんに理解してもらって6人の常任委員会へ変える。そうしたときに人数をどうするのか。もうそのまま、今の4つの中で6人にしてしまっていくという、またそこからの全部議論になるのかどうか、きょうはそれを期待していたのですが、そこへ入るときに、もう7人で委員会いいんだというような皆さんの意見だったらね、これはいたし方ないのかな。

また、全協で皆さんに話をしても、議運で審議してくれということになってくるのかなと、そのようにも思いますしね。そこらはちょっとどうしたものかなということを思っております。

どうです、坂口委員、どうですか。 坂口委員。

坂口委員 結論から言わせてもらおうと、もう皆さんと同じ意見であります。

僕なりのあれで言わせてもらおうと、委員会中心主義っていうこと、先ほど言われているんですけど、うちの、この委員会っていいですか、委員会は、本会議から付託受けたやつをより掘り下げて、深く議論している委員会だと思うんです。だから、それを、そのことが委員会を中心にやっているっていうふうに理解しているんですけども。

まあ、委員長から言われると何言うてるねんというように言われるかもしれないけども、僕はそのように理解しているので、現状半数、過半数以下の、まあ半数ですか、の数ですし、これでいいのではないかなという考えであります。

委員長

何も深く下げるということを、私は、委員会制度のそういうものじゃないということは一切言っていません。というのは、最初に、31ページに、委員会制度の意義というところで、委員会制度は、このような欠陥を補完して、審議の実を挙げるため工夫されたもので、それぞれ専門部門別に審査を分担するものである、こういう大前提があるんですね。本会議中心主義では形式的な審議になってしまうから。それで委員会を、常任委員会を設置する。そして、特別委員会は、その特定の事件に限って設置される臨時的な機関であって、その事件の審査なり調査が終了すれば消滅するものである。

この最初に、31ページにも書いてますけど。その上で、委員会審査独立の原則という項目で挙げてある。だから、委員会はそうして付託を受ける限り、本会議からは何も拘束されてはだめですよ。ただ、付託を受けた定例会中に結論を出してください、もし結論出ていなかったら継続審議で本会議でうっておいってくださいと。それで結論を先にする、そうせなければいけないときもありますからね。だから、その付託を受けたときに必ず結果出さんなんというようなことは、やはり深く下げていろいろ審議したことではない。もう、感覚的に賛成か反対かと、ぼんとう審議したようになってしまうからね。だから、それは継続という手続きがあると。ただ、あまりにもずっと長なっていったときに、本会議の審査の効率化から考えた場合は、やはりある程度のところまで結論出してくださいということは本会議からも言えると思うんですが、それは委員長なり委員の皆さんが認識して、もう結論出そうというようなことも委員会で出しておられる。

何回も触れますけど、議員定数の特別委員会もそうなんですね。委員長はもういついつまでには出したい、ということで、私としてはまだ議論それは尽くされていないということでしたが、やはり委員長からの意向ということで、もうそのときで採決してもらおうと、それで本会議へ持っていくと、そういうことになってきますので。

そしてその後、この、何回もあれやけど、この原則を逆に本会議の側から考えると、ということは、本会議の定数と委員会の定数、委員定数というものがやはり微妙に影響してくるんだと。それが過半数だったら

もうだめだというのが、もう皆さんも多数決の原則、この、今の原則の前段のほうに多数決の原則とかいうのが載っていますけど、だけど、半数だったら大丈夫かなっていうことも、私は、いまだにも思っているんですがね。半数で決まってきたときには、やはり拘束を受けているん違うかな。だから、半数の委員会は避けるべきであって、そのために自治法も改正されて、常任委員会も委員数もふやしていけるようになった、複数制を取り入れられることになった。ただし、むやみやたらに複数制を採用していった委員会、定数の半数以上のものを作ることは、これは当初から想定外のことで、ご法度である。そのような結論でいますのでね。

そこらのことについてもやはり皆さんもいろいろ、そういう理解をしてもらいたいなど。そして、この議運で6人に減らしていくということで、その後何か何枚かペーパー入れていますけどね、こういう案もあるやろう、こういう案もあるやろうと。ということで議論してもらって、今度の全協のときにね、議運としては今こういう形で議論していますので意見を頂戴できませんかということをお願いしようと思います。

私の委員長報告としては、委員会としては別にこの7名の委員会でも1年間運用していくと、そういうことで意見もらっていますという報告をして、私は委員長報告で今まで述べてきたことを申しあげて、全議員さんにどう思うかを思われますかということを経理から諮ってもらって、開会中の議会運営委員会で、そのことで再度議運のほうで条例改正出すのか、いや、もうこのままでおいておくのかということを経理付けたらいいのかなと、そのように思っていますねんけど。

議長、どうですか。 中西議長。

議長 今、宮崎さんのほうから述べておられるのは、やはり全協のほうにも諮ってという意見も出ていますので、それでもう聞いていただいてもいいと思います。

委員長 全協に諮るときね、先ほどの要領と同じようにね、皆さんに練ってもらったやつで、これでというて見せたほうが、全協の、というかほかの

議員さんにも理解してもらいやすいかなと思ったのでね、できるだけどんというんで、今のメンバーで練ってそういった案を出して、それでと
思てましてんけどね。もうその案を、今の状態でしたら案を作るまでは
できないので。

委員長としてこの前々回に委員会中心主義の審査についてというのを
議論していきますということで言うてますので、このことについては、
2回開いた結果こういう形です、というような報告ですということ。
それでまとめとしてはよろしいですかね。

なかなか堂々巡りするし。これだけの間でも堂々巡りするねんから、
全議員さんには、まあはっきり言って、え、何のことという、出されて
すぐに返事は来ないと思います。

きょうのところはそのように、でまとめさせてもらいたいと思います
けど、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように取り扱っていきたいと思います。

それでは、委員会中心主義審査についてという項目については終わ
ります。

それでは、次に、2番のその他についてを議題といたします。

委員のほうから何かございましたらお受けいたします。ございません
か。

(な し)

それでは、局長のほうから。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

この3月定例会に提出が予定をされておりました、斑鳩町非常勤消防
団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につ
きまして、これに係る国の政令が現在まだ公布をされていないと担当課
からお聞きをしております。

つきましては、明日の議会招集告示あるいは議案書の準備等の都合もごございますので、先日の議会運営委員会でご確認いただきましたように、3月7日までに政令が公布されましたら、本議案につきましては、7日、一般質問の終了後に追加上程をする方向で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

委員長

というようなことで、各委員、何か。

まだ状況というのはつかめていないの。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

まだ、ちょっと今朝は確認していませんが、きのうの夕方の段階ではまだ公布されていないということを確認いたしております。

委員長

きょう出されて明日公布のところにそれを入れるというのは、もうちょっと至難の業ですのでね。そのまま用意してもらって、明日皆さんの手元へ届くように、その議案を抜いた議案で出させてもらいますのでよろしくお願いたします。

それができたときには、議会運営員会を開かずに、総務常任委員会に付託ということで議長にお願いしようと思っっているのですが、そのことも了解してもらえますか。

(異議なし)

委員長

そうしたら、そのように取り扱わせていただきます。

ほかに、議長、ないですか。

(な し)

委員長

そうしたらまた、その他で、また委員長のほうから、ちょっとまた提案させていただきたいなと思うんですがね。

委員会審議が終わった後の、最終日の委員長報告なんですがね。委員

長報告も、今回から閉会中の議案提案というのを削除していますので、初日の委員長報告も、それから本会議中の、最終日の委員長報告も、ある程度簡素化できたものが出てくると思っておるんですが、中には今まで長い委員長報告もありましたし、本来の委員長報告ということも考えながらね、やはり委員長報告というものについては、その付託を受けた審査の経過と結果の口頭による報告である、そういう原則、それらを全協の場所でも再認識してもらおうかなど。そしてまあ、円滑で効率的な議会運営を図っていったらいいのかなということを、私のほうから提案しようと思っっています。

昨年の決算審査の委員長報告が、私は、あれが本来の形ではないのかなど。議運の委員さんである嶋田委員長やったと思うんですがね。ああいう簡潔明瞭で、それでいいのかなど。ただね、今までね、決算特別委員会とか予算特別委員会の、私も委員長させてもらったこともありますしね。以前からの報告の中でね、提案されている経過、まあ、結果を言うのにそれが必要な場所もありますねんけどね。それらもずっと言うていって、いろいろな委員さんのこういう意見もありましたと、全部こう、委員長報告に詰め込んで、それで結果をといっって報告をされているのが、大体そういう形できていたのが多かったと思うんですがね。そして最後に、整理しますのでご覧くださいと、内容については。

本来、委員長報告というのは、やっぱり付託をしたその案件についての、まあ経過というのをどれぐらいまで掘り下げるのか。だけどまあ、本来は結果だし、また、提案された理由を、理事者側が説明していることをもう一度委員長がね、こういうことでこういうことをやりましたというような、これもうちょっと、不必要ではないのかなと思いますねんけどね。

その点について、皆さんの意見もちょっとお聞きしておきたいなと思っいますが。もう少し簡素化してもいいんじゃないかなと思ってますねんけど、どうでしょうか。 伴委員。

伴委員

今そういうような委員長の考えを聞きまして、やっぱりもう少しスピーディーな本会議の審議という面で、一度そういう形で進めていただく

のは、私は賛成ですね。やっぱり趣旨やとかそういうようなことも委員長報告で出ている場合もあって、そのあたり必要なのかと、私自身今までちょっと思ってきたこともありますし、まあ言うたら結果なりその辺がわかれば、私はもうそれでいいかなと思います。

委員長 議会運営委員会からどうしてくれというのは、これは言えないと思いますよ。その委員会に任せていますので、委員長にもう任せていますし。また委員会で最終的にね、副委員長とそれについては任せてくれというて言うておられるから、越権行為になると思いますので。

議運としては、今、伴委員がおっしゃっているように、スピーディーな、円滑な議会運営を図るために委員長から提案という形でしておいたほうがよろしいですね。そのようにとも思っていますけど。

ほか、ありますか。 嶋田委員。

嶋田委員 委員長報告は、本会議から付託を受けた案件だけの報告なのか、それとも継続審査案件等いろいろ、各課報告事項等もありますよね。そこら辺の兼ね合いをどうするのかということもあると思うんです。せやから今、委員長がおっしゃったように、付託案件についてのことは簡素化で結構かとは思いますが、ほかのことも取り間違えて簡素化されるいうんですか、私が委員長報告、最初のほうやったときに、これは入ってなかったとか、そういうふうなこともお聞きしたこともありますのでね。そこら辺、各委員会の委員長、副委員長にお任せするべきだとは思いますが、おっしゃったようにね。せやけど、付託案件については簡素化してもいいのではないかなと、このようには思います。

委員長 今、嶋田委員もちょっとおっしゃったように、あれね、付託案件の中の意見をね、私もそら特別委員会の委員長したときに、私が言うた言葉言うてないやんかとか、そうして場外でね、そうして言われるときがあるんです。あったんです、今まで。だけど、それは違うやろうと思いがら、やはり言われたら、これも入れておかなあかんのかなとか、委員長報告書くときにね、その委員さんの顔浮かびあげて書いてみたりして

いたんやけどね。そういうことはね、必要ないですよということも踏まえてね、オブラートに包んで全協のときに報告させてもらおうかなと。

それと、今、事前の委員会は継続審議と、それから各課報告といいますが、そのことを重点的に審議ちゅうか報告させてもうてます。今までその報告の中に、次期提案予定事項か、何かそんなんで書いてあった、そのこともざっと初日のときに委員長が報告せなあかんというようにしておられたと思うんです。その点はもう、継続審議と。ただ、本来は開会中に委員会を開くというのは、付託案件があつて初めて開く、その付託の審査のことについて本会議を進めるためのものですが、せっかく委員会開いているんだから開会中のときにも継続審議でいろいろな進展ちゅうかいろいろな問題点があつた場合は、やはり審議をすることもあり得ると思うんですね。これらがきちっと整理できていったら、例えば今回でも、建水へ付託する案件がないとなつた場合は、私は日程を挙げてあつても別に開かなくてもいいのかなと。付託案件のみで終わらせておいてもいいと思いますし。というのは、閉会中から開会中の期間というのは、1か月以上あいていませんのでね。特別にそうして報告せんなんこともあるのかな、ないのかなとか。

委員長報告見させてもうてたら、理事者側も閉会中の委員会で報告したとおりですちゅうてそのままやっているからね。そこらもやっぱり将来委員会運営についても整理していくほうが、やはり円滑な扱い、そのようになってくると思います。

そのところは、委員長、副委員長にお任せせないかんことやしね、できるだけそういう具合で円滑な、スピーディーな議会運営のために委員長報告を簡潔にまとめてくださいと。例えばということで、そういう、私の意見が言われてなかったからというて言われた人も気付くようにちゅうか、例えばこういうことも不必要だと思いますけど、それは委員長、副委員長にお任せするということと言っておけば、また、委員長もなんでここまで書かんなんのかなと、言わんなんのかなと思てる委員長もいてるかもわかりませんしね。そうせんないかんものやと思つてしておられる委員長もおられると思いますし。

ひとつちよつと、問題提議ちゅうか提起をしてみたいと思いますので。

その点もよろしく願いしておきます。

ここに、今、委員長はおられないな。

また次の役員改選で委員長をされる方もおられると思いますし、そういう話を今の議運で話ししとったなというふうに思い出してもらってやってもらえたらありがたいなと思います。

それじゃあ、もう、ほかのこともありませんので。

それでは、以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時59分 閉会)